

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回 文化財保護審議委員会議	
開 催 日 時	令和4年7月22日（金） 午前・ <input type="checkbox"/> 午後 2時00分から 午前・ <input type="checkbox"/> 午後 3時40分まで	
開 催 場 所	朝霞市博物館 講座室	
出 席 者	委 員：浅川副議長、岩崎委員、笹森委員、斯波委員、 陶山議長、寺元委員、橋本委員（7名出席） 事務局：赤澤課長、藤原主幹兼課長補佐、三井田係長、 安田主任、斉藤主任、秋山主任（6名出席）	
会 議 内 容	（1）令和4年度文化財課事業について （2）その他 ①指定文化財敷地内での樹木枯損について ②旧高橋家住宅主屋屋根の差茅について	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度第1回文化財保護審議委員会議会議次第</li> <li>・朝霞市文化財保護審議委員名簿</li> <li>・令和4年度第1回文化財保護審議委員会議資料</li> </ul>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 議長による内容確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 なし	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（藤原主幹による司会進行）

（人事異動に伴う後任の委員について説明）

（岩崎委員による挨拶及び自己紹介）

（人事異動に伴い配属された事務局職員の挨拶及び自己紹介）

（陶山議長による挨拶）

（配布資料の確認）

（藤原主幹）

それでは、これより議事に入らせていただきます。会議録を作成するにあたりまして録音をさせていただきます。つきましては、発言をする際には挙手をしていただき、議長が委員のお名前を呼んでから発言をしてくださるようお願いいたします。なお、議事の進行につきましては、陶山議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

（陶山議長）

本日の会議の公開についてですが、本市の「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」により、非公開に該当する部分はありませんので、本日の会議は公開とします。傍聴要領に基づいて傍聴を許可します。会議の途中でも傍聴希望者があった場合には、傍聴要領に沿って入場していただきますのでご了承ください。

議事に入らせていただく前に、本審議委員会議の議事録の確認ですが、議長である私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

（はいとの声あり）

（陶山議長）

では、これより議事に入らせていただきます。

本日の議事は、

（１）令和４年度文化財課事業について。

（２）その他、①指定文化財敷地内での樹木枯損について、②旧高橋家住宅主屋屋根の差茅について、の３件となっております。議事進行について、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎議事（１）令和３年度文化財課事業について

（陶山議長）

それでは、議事（１）の令和４年度文化財課事業について事務局から説明をお願いいたします。

(三井田係長)

文化財保護係長の三井田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料に基づきまして順番にご説明をさせていただきます。

(1) 令和4年度文化財課事業について、資料1をご覧ください。一枚めくっていただきますと令和4年度の事業計画となっております。進行中のものも多数ございますので、報告を兼ねてご説明させていただきます。

はじめに文化財保護普及事業です。文化財が市民の共有財産であるという意識の啓発・醸成のため文化財の保護普及を図ることを目的としております。内容としていたしましては、まず、本日が今年度1回目となりますが文化財保護審議委員会会議の開催は、年間2回を予定しております。第2回目は令和5年2月を予定しております。それから、文化財保護関係団体への支援といたしまして、溝沼獅子舞保存会、根岸野謡保存会、一夜塚古跡保存会の3団体に補助金を交付しております。それから、文化財保護に関する啓発活動としまして、市の広報ですとか、電子媒体、ホームページやフェイスブックなどを活用しまして、指定文化財や文化財課の事業の紹介などをしてしております。「あさかみどころマップ」ですが、博物館などで配布してございまして、文化財や史跡の紹介とともに、史跡めぐりのモデルコースのご提案などもしております。それから、市内小学校での埋蔵文化財出土遺物の展示ですが、現在のところ小学校10校のうち7校で展示をしてしております。

次に、指定文化財等保護管理事業になります。市内の指定文化財の保護および管理を行っております。内容としていたしましては、柘塚古墳歴史広場、広沢の池、湧水代官水、二本松の主に管理的な業務になります。例えば敷地の門扉やトイレの鍵の開け閉めといった管理業務、それから定期的な清掃などがあります。不定期的なものとしていたしましては、敷地内の除草、或いは樹木剪定などがございます。市内の指定文化財ですと、民地とすぐ接しているような場所が、多々ございますので、可能な限りご迷惑をおかけしないように、適切に実施するよう務めております。それから、昨年度から今年度に継続する事項といたしまして、湧水代官水での樹木の枯損への対応がございまして、こちらについては後ほど詳しくご報告させていただきます。

資料を1枚めくっていただいて、資料1-2に移ります。埋蔵文化財調査保存事業です。市内の埋蔵文化財の保護、活用を目的として、試掘調査等の確認調査、それから発掘調査の実施、それに伴う出土遺物等の整理、発掘調査報告書の作成などを行っております。内容としていたしましては、開発等に伴う試掘調査の実施状況ですが、6月末までの期間、4月・5月・6月、この3か月で23件実施しております。資料右側に令和3年、昨年度の同じ時期の状況を載せておりますが、昨年度と比較しまして、大きな差がございませんので、今年度も昨年度に近い状況になっていくものかと思われまして。また、今年度下半期以降ですが、大規模な区画整理事業に伴う試掘調査を3か年で予定しております。今年度はその初年度となりますが、区画整理事業に伴う試掘調査の実施を予定しております。続きまして発掘調査の状況ですが、個人住宅の建設に伴う発掘調査につきましては、現在のところございません。開発等事業目的に伴う発掘調査が3件ございます。うち1件、

大瀬戸遺跡第20地点が前年度から継続で既に終了しております。現在実施中のものが1件、中道・中道下遺跡第12地点、こちらが現在調査中です。発掘調査の整理関係ですが、今年度は西久保・宮山遺跡第17・20地点について資料整理及び報告書の刊行を予定しています。報告書作成のための資料作成業務委託ですが、ハケタ・中通遺跡第5・6・7地点の発掘調査報告書刊行に係る資料作成を行いまして、報告書の刊行を予定しています。出土金属製品の保存処理ですが、複数の遺跡・地点の出土遺物の保存処理を予定しています。人部・峽遺跡第12地点の耳環・空玉、榎戸・諏訪原遺跡第5地点の鉄製品、向山遺跡第10地点の鎌・刀子など8点の金属製品保存処理を行う予定です。

次に、埋蔵文化財センター管理事業です。こちらは埋蔵文化財保護の推進、資料の保存作業、それから整理後の資料の保存・活用を図る拠点としての埋蔵文化財センターの管理・運営を行っております。こちらの埋蔵文化財センターにおいて会計年度職員が資料整理作業を行っております。内容としましては、主に建物管理に関することになりますが、無人時間帯の機械警備、空調機器や消防設備の保守点検を業務委託で行っております。

次に、旧高橋家住宅管理運営事業となります。資料1-3でございます。国指定重要文化財旧高橋家住宅の保存、活用を図るため、管理・運営等行っております。まず活用事業についてですが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で計画をしております。従いまして調理や試食を伴うもの、あるいは密対策が難しいものについては、今年度も中止としています。ですが、旧高橋家住宅の敷地に畑があり、屋外ですので、コロナ対策が十分に図れることから、じゃがいも掘りなどの農業体験を計画しています。それから、同様に畑で行います綿育て隊、屋外でのどきどきツアーなど予定しています。また、コロナ禍以前よりは事業数が減っているということも考慮いたしまして、夏休み期間に主屋内での写真展示を行います。年中行事ですが、3月・5月の節句ですとか、七夕、盆棚などの年中行事の展示による再現を引き続き行っていきます。先ほど申し上げた写真展示に関連してきますが、旧高橋家住宅に足を運んでいただく機会を増やしていただければという期待をこめまして、旧高橋家住宅での年中行事の風景の写真と、その時期を紹介した内容で、昨日写真を展示いたしました。事業関係で詳しく申し上げますと、7月2日にじゃがいも掘りを実施いたしまして、5組12名のご参加をいただきました。感染症対策の工夫としまして、じゃがいも畑の畝が11ありましたので、1畝おきに1組ずつ1畝に入っていただいて芋ほりをしていただきまして、全体の状況を見て次の畝に一斉に動くといった形で、可能な限りほかの組と密な接触にならないように、工夫して実施いたしました。次のどきどきツアーですが、こちらは参加者に昆虫採集をしてもらうことで、旧高橋家住宅の生態調査を兼ねるというもので、7月24日、こちらは夜間に実施いたします。8月14日は昼間に実施を予定しています。次のガイドツアーですが、こういった活用事業を実施する際に、その事業にちなんだ内容ですとか、あるいは旧高橋家住宅そのものについての説明などを行っております。このガイドにはボランティアの方にもご協力いただいております。次に、維持管理面ですが、開錠・施錠や日

常清掃などの管理業務、無人の時間帯に行う機械警備や電気設備、消防設備の保守点検など施設そのものの管理、不定期的なものとして除草や樹木剪定など委託により行っています。後ほど詳しくご説明いたしますが、今年度は主屋の茅葺屋根の差茅を計画しております。それから、昨年度からの継続となりますが、旧高橋家住宅の敷地内で湧水代官水と同様の樹木の枯損がございましたので、後ほど詳しくご説明いたします。次に、旧高橋家住宅では登録ボランティアのみなさん、現在25名おられますが、畑の活用、敷地内の整備、事業実施時の運営面でご協力いただいたり、来園者へご対応いただいたり、幅広くご活躍いただいています。それから、活用事業でも触れましたが、綿育て隊を3年ぶりに募集しまして、現在10名の方が畑で綿を育てています。収穫後の綿につきましては、博物館での活用あるいは小学校での学習教材として活用する予定です。来園者の状況について申し上げます。6月30日現在、3か月間で2,763名、昨年度と比較しますと、判断が難しいところではありますが増加傾向にあるのかと思われます。また、コロナの状況にも左右されるものかとは思いますが、現時点ではこういった状況となっております。

以上が、令和4年度の文化財課の事業となっております。以上です。

(陶山議長)

ただいまの説明について、御意見や御質問などございますか。

浅川委員

(浅川副議長)

差茅というのは、全部取り換えるのではなくて、悪い部分を差し換えるのか、全部取り換えるということでしょうか。

(三井田係長)

差茅につきましては後ほど詳しく説明いたします。

(陶山議長)

ほかにはいかがでしょうか。

じゃがいも掘りとかこれから実施する予定のものですか、中止にならないように実施していただければと思います。

試掘調査についてコロナ禍であっても、社会は回っていますから、いろいろな開発事業があります。文化財保護の部分が大事だと思います。

みなさま、忌憚なく御意見をお願いします。

斯波委員。

(斯波委員)

文化財保護に関する啓発活動の中で、実績の年度が平成22年から令和元年までということで、実施した部分、小学校が明記されていますけれども、その後コ

ロナでおそらく展示ができなかったのかなと思ったのですが、令和2年・3年・今年度等の予定があればお聞かせください。

(三井田係長)

はい、令和2年度・3年度につきましては展示の実績はございません。今、朝霞市内に10校ございまして、そのうち7校については展示してある状態です。残り3校につきましては、例えば学校の改修などの機会をとらえて、学校と相談させていただき、スペースを作っていただくようになってしまいますが、そういった形で残り3校をやっていければと考えています。

(斯波委員)

ありがとうございます。

(陶山議長)

生徒さんもこちらに来られないこともあるでしょうし、そういったものを身近に触れさせる場所も必要ですね。

ほかにはどうでしょうか。

浅川委員。

(浅川副議長)

毎年じゃがいもを作ったり、さつまいもを作ったりしますが、結構収穫できるものですか。僕たちは幼稚園とか小学校のいも掘りのために、使う畑を変えても、病気が出てしまうこともあり難しいのですが、結構とれるものですか。

(三井田係長)

じゃがいも掘りにつきまして、既に実施しておりますので、その時の状況で申し上げます。収穫した量が137キログラムだったのですが、ここ近年では1番多い収量でございました。特に今年度については病気・病害は見受けられなかったようで、非常に出来が良かったという結果になっております。さつまいも、さといもは、今育てているところですので、この秋にどうなるのかな、というところでは。

(浅川副議長)

ありがとうございます。今度掘るときに参考にさせていただこうかと思います。今、病気が流行ってしまっていて、むやみに農薬も使えませんから、場所を変えるしかなないので。

(三井田係長)

育てる場所については、畑のほうはボランティアの方が中心に運営してくれていまして、植える場所を毎年ぐるぐる回していくような形で、毎年変えながら育

ていただいています。

(陶山議長)

ほかには何かございませんでしょうか。

橋本委員。

(橋本委員)

掘ったものについて、参加者に差し上げるのですか。

(三井田係長)

掘ったものにつきましては、まず1回集めまして、収量を計測します。穫れ高によって変わりますが、参加者の方に1キログラムや2キログラム、それにプラスチックアルファといった形でお持ち帰りいただくようにしております。

(橋本委員)

やり方としていろいろなことが、これから考えられると思いますけれども、掘ったものを収穫して、その場で調理するということが今は非常に難しいですね。ですので、やはりそのように成果としてお持ち帰りいただくのがベストなのかなと思います。

(三井田係長)

補足させていただきます。じゃがいも掘りとさつまいも掘りにつきましては、コロナが流行する以前には、主屋のかまどで蒸かして、試食をしていただいて、いもの方もお持ち帰りいただくという、そういう内容でやっていましたが、先ほどおっしゃられたように、やはり食べるというのが難しくなってきましたので、現在はいもをお持ち帰りいただくという形で替えさせていただきます。

(陶山議長)

ほかにはございませんか。

橋本委員。

(橋本委員)

倍率はどのくらいだったのですか。抽選に漏れた親子はいらっしゃらなかったのですか。

(三井田係長)

今回のじゃがいも掘りにつきましては、ちょうど定員ぴったりということでした。

(赤澤課長)

年齢層について、今まではどなたでも申し込み可能でしたが、小さいお子さんですとコロナ対策が取れない可能性があるということで、小学校3年生以上としましたので、定員ぴったりとなりました。年齢の下限をなくすと、もう少し多くなったのかもしれませんが。

(陶山議長)

旧高橋家住宅の来園者数について、市外の方が多いですね。PRの結果ですか。

(三井田係長)

市外の方に向けてPRというのは特にしていないのですが、先ほど少しご説明いたしました、電子媒体などでこういうことを行っていますというようなことを、広報に比べますと随時出せますので、そういったところで情報を得ている方もいらっしゃるのかなと思います。

(陶山議長)

それでは、ほかにはございませんか。

(三井田係長)

議長、よろしいでしょうか。

(陶山議長)

はい、どうぞ。

(三井田係長)

本日も欠席の新井委員から、事前に質疑事項をいただいております。議事1に関する部分につきましては、旧高橋家住宅管理運営事業の中で、今年度事業計画のどきどきツアーの内容について教えてください、ということで事前にいただいております。先ほどもご説明いたしましたが、少し詳しくご説明いたします。旧高橋家住宅のどきどきツアーにつきましては、旧高橋家住宅の自然調査を兼ねた内容ということで、参加者に昆虫採集をしていただきまして、どういった昆虫がいるのかということについて、博物館の自然史の専門調査員の方に講師をお願いしております。その方が長い年月にわたって、高橋家の生態調査をしていただいておりますので、高橋家の敷地ではこういう昆虫が採れますというお話をしていただいておりますし、どきどきツアーでどういった昆虫が採れたかということに参加者の方に教えていただいて、実施しているという内容になります。やはり、夜間と昼間で採れる虫が違ったりいたしますので、夜間を1回、昼間を1回という形で、計2回実施しております。以上です。

(陶山議長)

ただいま新井委員のご意見がございましたが、ほかにご質問等はございますでしょうか。ほかにないようでしたら、議事（１）令和４年度文化財課事業についてはご異議ありませんか。

(はい、との声あり)

(陶山議長)

それでは、議事（１）令和４年度文化財課事業については承認されました。

#### ◎議事（２）その他について

(陶山議長)

続きまして、議事（２）その他について、事務局から説明をお願いいたします。

(三井田係長)

はい。議長、こちらは続けてご説明させていただいてよろしいでしょうか、１件ずつのほうがよろしいでしょうか。

(陶山議長)

一括で結構です。

(三井田係長)

では、続けてご説明させていただきます。

それでは、その他①指定文化財敷地内での樹木枯損についてご説明します。資料２をご覧ください。

旧高橋家住宅および湧水代官水の敷地内での樹木枯損については、昨年度第２回の会議の際にご報告させていただいておりますが、改めてのご説明とともに、その後の処置についてご報告させていただきます。

昨年７月に、旧高橋家住宅と湧水代官水の敷地内で、急激な樹木の枯損、立ち枯れがありました。その立ち枯れの状況から調べましたところ、カシノナガキクイムシ、略してカシナガと呼ばれていますが、カシナガによるナラ枯れ被害である可能性が考えられました。その対応として、いろいろと検討しましたが、樹勢の回復がなかなか難しいということから、補正予算を組み、伐採により対応いたしました。この対応を行うにあたりまして、どういった内容で行うかという仕様については、事前に埼玉県寄居林業事務所に内容をご確認いただき、仕様を決定して発注、契約しております。伐採及び伐採材の処分を今年の２月から３月にかけて実施いたしました。今後のカシナガによる被害を事前に防除するため薬剤の樹幹注入を５月に実施しております。

それでは、それぞれ個別にご報告させていただきます。

まず、旧高橋家住宅です。資料２の概要①旧高橋家住宅をご覧ください。写真

を後ろに付けてありますので、あわせてご覧いただければと思います。旧高橋家住宅において、カシナガによる被害と見込まれる樹木は3本ございました。すべてコナラでした。写真をご覧いただくと、その3本のうちの1本ですが、撮影したのは夏場ですが、このように茶色く立ち枯れしている状態でした。ほかの2本も同様でしたので、全て伐採処分といたしました。その右側の写真が伐採作業中で、高木なのでロープで吊りながら伐採しました。伐採後は、カシナガの拡散を防ぐために薬剤による燻蒸を行いました。伐採材を集積しておき、薬剤を散布して、写真にありますようにビニールで被覆して一定期間、今回使用した薬剤ですと14日以上で効果が得られるとのことでしたので、そのように燻蒸を行ったのち、場外に搬出して処分いたしました。

薬剤燻蒸を行う前に、私と別の職員の2名で伐採材を観察しましたが、カシナガの個体は成虫・幼虫ともに確認はできませんでした。写真下段右側にありますように、微細な食害痕がカシナガの特徴と言われておりますが、伐採材の何か所かに微細な食害痕が認められました。その左側の写真ですが、変色するというのもあるようなのですが、カシナガの個体が確認できていないということできちんと特定はできていませんが、可能性は高いといったところになります。

それ以外のこととして、隣接している民地にかなり近接している場所に、ムクノキの巨木がございました。今回、カシナガの被害を受けた木を切る際に重機など大型の機械を使って切りましたが、そういった大型機械を使って伐採する機会がなかなか得られないということで、このムクノキが隣接民地に今後影響してくるということが予想されましたので、この機会に山林管理の一環として伐採いたしました。

次に湧水代官水です。資料2の概要②湧水代官水と、写真も併せてご覧ください。湧水代官水については、カシナガ被害と見込まれる樹木が4本ございました。こちらもコナラでしたが、旧高橋家住宅同様に伐採いたしました。写真をご覧いただくと、周囲が緑色の中で1本枯れているという状況がご覧いただけるかと思えます。作業中の写真として、伐採した樹木を細かく切りまして、また切れ込みをいれまして、次の薬剤燻蒸の写真で少しわかりにくいと思いますが、薬剤を散布している状況になりますが、その後ビニール被覆をして燻蒸するという、その作業工程がおわかりいただけるかと思えます。湧水代官水についても、旧高橋家住宅と同様に、薬剤燻蒸前に観察しましたが、やはりカシナガの個体は確認できませんでした。微細な食害痕は観察できました。

湧水代官水につきましても、旧高橋家住宅と同様になりますが、民地に近接して今後の影響が予想される樹木について、山林の管理の一環として、剪定と伐採を行っております。剪定が2本、伐採が8本、合計10本になります。

続きまして、共通する部分として、資料③共通事項としてありますが、伐採後、燻蒸するまでの間に若干の時間がありましたので、契約しました専門業者とともにそれぞれの山林を確認してまわりました。その結果、今後、カシナガによる被害が予想される樹木が、旧高橋家住宅が52本、湧水代官水で12本、それぞれ確認できました。旧高橋家住宅ではうち7本に、カシナガと特定はできませんが、

既に穿孔、何らかの虫が入り込んだ穴があいている状況でした。これらの樹木について、今後の被害を事前に防除するため、薬剤の樹幹注入を行いました。それぞれの写真をつけております。根元に穴を開けて注射器のような機器で薬剤を注入するというものです。契約業者とも相談しまして、カシナガの飛散前であれば効果が得られるということでしたので、5月6日に樹幹注入を実施しました。

その後についてですが、旧高橋家住宅や湧水代官水については定期的な巡回確認を行っておりますが、その際に伐採した切り株などを中心に、注意深く確認を続けています。現在のところ、新たに被害を受けている形跡はございません。今後も引き続き、観察・確認を行っていきたいと思っております。樹木枯損についての報告は以上です。

続きまして、旧高橋家住宅主屋屋根の差茅についてご説明します。資料3をご覧ください。まず、資料の訂正をさせていただきます。(1)状況の1行目後半につきまして、令和4年9月とありますが、令和3年9月の間違いでございます。訂正させていただきます。

それではご説明させていただきます。旧高橋家住宅の主屋屋根につきましては、昨年3月26日に大棟が強風により破損いたしまして、昨年9月に補修を行いました。その補修の際に、施工にあたった業者から、全面的な差茅が必要な時期にきているとの指摘がございました。差茅と言いますのは、茅葺屋根の茅材がやせた部分、あるいは抜け落ちた部分に、新たに茅材を差し込むことにより、屋根を長持ちさせるために行われるもので、昔からこの差茅による補修が行われてきています。昨年の大棟の修理の際にも、屋根の劣化が著しい部分には簡易的に茅材を差し込むなど対応しましたが、後ほど写真とともにご説明いたしますが、北側のコケ類の繁殖や、東側の屋根の谷部分は本格的な補修も必要になってきているところから、屋根の全面的な差茅を計画いたしました。

当初計画しておりましたのは、東側の谷部分、資料3の一番後ろに平面図をつけておりますので、こちらのほうを見ていただくと分かり易いかと思います。旧高橋家住宅の東側に突き出た部分、突出部分がございますが、屋根もそのように作っておりますので、どうしても谷になってしまう部分がございます。この谷の部分がかかなり傷んできていることから、補修を含めた屋根の全面的な差茅を①としています。②といたしまして、雨水によって雨落石の周りの土砂が流れてしまい、えぐれたような状態になっていることから、この2点の補修を想定していました。

この補修について、旧高橋家住宅は国指定重要文化財でございますので、埼玉県文化資源課を通じて文化庁とも相談させていただいておりましたが、令和4年6月3日に文化庁の調査官による現地での確認、事前実査を受けることができました。その際に、市が想定している①②のほかに、主屋内のデイ、これは部屋の名前になりますが、デイの竹簀子床が部分的に折れていたり、虫食いなどの劣化が見られるということで、これへの対応と、それから建物の外周の土台部分についても対応を検討したほうがよい、とのご助言をいただくことができました。そのため、当初想定していた①と②に加えて、③としてデイの竹簀子床の補修、④

として主屋外周土台への防蟻防腐剤の塗布を加えまして、大きく分けますとこの4つについて実施を予定しています。なお、国庫補助事業として実施を予定していますので、技術的な部分につきまして、主任技術者がおります文化財建造物保存技術協会に技術的な協力をお願いしております。

それでは、具体的に写真をご覧くださいながら説明いたします。

資料3の1枚目の下段の写真、主屋南側ですが、部分的にでこぼこしているところが、茅が痩せたり抜けたりしている部分になります。そういった状況になっていることが見られるかと思えます。ただ、南側で日差しがよくあたることにもよるのか、劣化状況としてはそれほど悪い状況ではないとのこと。

その写真の右、こちらが北側の屋根になります。先ほど少し申し上げましたが、コケ類が繁殖しているのがおわかりいただけるかと思えます。緑色に変色している部分です。差茅を行う前にコケ類を取り払いますので、それによって劣化もおさえられるのではないかと考えられます。

次に、1枚めくっていただきまして、先ほど申し上げました主屋東側です。谷となった部分には雨水が流れ落ちます。昨年度の大棟の補修の際に、可能な範囲で手を入れていただいていたのですが、茅がえぐれたような状態となっていますので、これを補修いたします。

次に中段の左側の写真が主屋西側になります。南側と同様、大きな損傷は無いように見えますが、北側角にあたるあたり、写真でいうと左側ですが、その箇所では茅葺を支えている竹材、垂木竹が割れるなどしている状態です。こちらについては、添え木をするような形で補強する予定となっています。

屋根を全体的に見ますと、劣化の度合は、東側と北側が大きく、南側と西側が小さいということになりますので、差茅も東側と北側をメインに行っていくという計画となっています。

次に、中段右側の写真、デイの竹簀子床の現状です。平面図で申しますと、建物の南西側になりますが、図面でいうと左側2部屋の下側の部屋ですが、ここがデイになります。旧高橋家住宅は西側の2室、南側のデイと北側がオクノヘヤになりますが、この2部屋が竹簀子床になっています。写真で見ますと左下隅、割れているのがご確認いただけるかと思えます。小さな穴が開いているのがご覧いただけるかと思えますが、虫食いの穴です。横に1本線が入ったように見えますが、竹が縦に割れている状態です。右下あたり、下から2本目の竹の右側が割れているように見えますが、ここは折れています。このような形で劣化が進んでいる状況です。現況では、安全面での部分と活用上の使い勝手の部分から、普段は畳を敷いた状態で、ご見学の方は畳の上を歩くようにしていますが、必要に応じて畳を1枚2枚あげて、竹簀子床の状態をご説明するようにしています。

次に、下段の写真左側、主屋外周の土台です。古材の部分を撮影したものです。旧高橋家住宅は解体修理していますが、修理以前から使用している部材が古材になります。修理の際に使用に耐えない部分は新たに置き換えています。こちらを新材と呼んでいます。土台も一部は新材と置き換えています。写真は古材の箇所です。解体修理の際に防蟻剤を塗るなどして措置していますが、修理後14

年ほど経過していますので、再度処置を行うということです。

最後に下段の写真右側、雨落石付近の現況です。屋根を雨水が流れ落ちまして、流れ落ちた雨水が周りを流れていきますが、そういった状況が長年経過することで、このようにえぐれたような状態になっています。平面図にも主屋の周りを雨落石で囲ったような状態とご確認いただけたと思いますが、この周りのほとんどが写真のような状態となっています。時間経過でいうと14年、15年でこのような状態になる、ということと言えますと、以前と同様に土でたたき締めるといふことだと、また15年ほど経ちますと同じ状況になるということ、技術提案をいただきまして、雨落石の外側の部分を50センチ程度の幅で浅くすきとった後に、玉石を敷いて斜めに擦りつけるように敷きならす、といった改善策を考えています。

具体的な補修内容については、先ほど申し上げたとおり、主任技術者であります文化財建造物保存技術協会の協力により技術提案いただいています。

現在、国庫補助金の9月交付を目指して、先日申請書を提出したところですが、予定通りにいけば9月の交付決定を受けて、来年3月末までの7か月間を事業期間として見えています。説明は以上です。

(陶山議長)

どうもありがとうございました。その他の2つの内容、①指定文化財敷地内での樹木枯損について、②旧高橋家住宅主屋屋根の差茅についてです。まずは樹木の枯損について、先に話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

昨年度の2回目の書面会議の際に、斯波委員からご意見をいただいておりますので、それを含めてお話しいただけますでしょうか。

(斯波委員)

はい。新座市の平林寺の中で、クイムシによる枯損木というものがありません。それがもしかするとカシナガではないかということがありましたが、結果的には分からず、その時に切ったのが3本だったのですが、それが約10年前でした。埼玉県で初めてカシナガと断定した被害が10年前でしたが、ここでは幼虫・成虫ともに確認できなかったため、なんとも言うことができないとの結論に達しましたので、埼玉県内で初めてという結論には至らなかったのですが、それから10年たつうちに、あちこちでナラ枯れというのが目立つようになって、非常に気にしていたところ、ここにきて急激に葉っぱ全体が茶色くなってしまっているという現象があちこちで見受けられる。ひょっとすると、これがカシナガの影響なのかなと思うと、大変な状況になってきているのかなと感じています。そのため、今回注意したほうがいいですよ、ということを書かせていただいた次第です。そうしましたら、今回52本ですか、これは非常に驚きなのですが、いわゆる斜面林のほうから畑の横に広がっている林を含めての中での確認数、ということですよ。

(三井田係長)

はい。

(斯波委員)

そうなると、コナラ・クヌギ類の1割以上のパーセンテージで影響してくるのかなという可能性がある、ということを見ると、もう一つはかなり大径木化している状況が見受けられます。これは、このあたりの雑木林全体に言えることなのですけれども、大径木化しているこれらの樹種に関しては、非常に影響を受けやすいというのを、当時の話で聞いたことがあります。できるのであれば、全伐し萌芽更新を待つというほうが、状況に応じてはいい結果を得られるのではないかとということも、その時の話で出ていました。ただ、一遍に全部というのは、とてもじゃないですが現実的にできるものではない、というのは実際にどこでも言えると思います。考えてみると、薬剤注入して良好な結果が得られるのであれば、それは良しとするべきかと思えますけれども、このままの状態で置いておいた場合に、本来の昔の雑木林の景観が完全に損なわれているわけですから、やはり萌芽更新した武蔵野の雑木林の景観というのを取り戻すことも考える必要があるのかなと思います。そういった中で、特に旧高橋家住宅の場合、後ろにあります竹ですか、竹もマダケだと思うのですが、斜面林の北西端部に近い部分でマダケが繁茂していたかと思うのですが、そうであればそのマダケを活かした形で、もう少しマダケの範囲を広げるとか、場所によっては伐採をある程度広い範囲で行って明るい林を作っていくとか、ということを考える。ただし、やるときにもある程度範囲を決めて、何年か計画で更新していく、というようなことでやったほうが、却ってこの状況を考えたら、52本もそのたびに、やられちゃった、伐採だ、ということを考えたら、経費的には却って、その期間の中で皆伐を行って萌芽更新を図っていったほうが、安価になってくる可能性もあると思います。

それともう一つは、平林寺の天然記念物指定地だったので、他からの植栽はあまり好ましくないという意見が出ていたものですから、地域のコナラ・カシ・クヌギ類を育てるということで、実生の苗をどうやったら育てられるかということで、いろいろなパターンを考えてやってみました。実際にドングリを拾ってきてまいてみて、ある程度育った時点で移植するというのが1つ。もう1つは、その範囲の中で、何本か種を落とすために状態の良い木を残しておいてほかを切る、その残した木から実生を育てていく、という方法もあるということで、実際に両方を取り入れて行ったのですが、残しておいて落ちてきた種を育てていったほうが、発芽率が非常に良く、却って引き抜いて捨てなければいけないくらい数が出るということで、ただし前の年から最低2年間くらいはきちんとした草刈りが必要になります。ただ、その結果から考えると、そこで出てきた芽を引き抜くのではなくて、ちゃんと育てておいて植えることも可能、という結論も出たので、切ることに関しての費用と草刈りの費用も考えると、実際にこの数が枯れたときに、じゃあやりましょう、となったときに、費用対効果の面も考えてどちらが良いのかなという問題があるかと思えますので、一度は検討してみる必要があるの

かなと思います。これに関しては、旧高橋家住宅に限らず代官水もほぼ同じことが言えるかと思っています。特に斜面地なので、切ることも大変な労力があるだろうと思います。それを単独でやっていくのと、周りも何本か併せて切るのと、どちらが非常に効果的な作業になってくるのかということは、いろいろな方々に相談してみて検討する価値はあるのかなと思いました。特に、52本というのは驚きなのですよね、数としては。ですから、実際に来年にこのうち何本かが枯損しなければいいかと思っていますけれども、もしそうなったときのための方策を、今のうちに考えておく必要はあるのかなとは思いました。以上です。

(陶山議長)

はい、ありがとうございます。ほかにはございませんか。  
笹森委員。

(笹森委員)

斯波委員がおっしゃったのは、定期的の間伐して行って、新しい木を生やしていくということでしょうか。

(斯波委員)

間伐も必要なのでしょうけれど、できればある程度の範囲を皆伐、みんな切ってしまうと、そこから実生の苗を育てるということです。株が生きていればそこから萌芽更新、芽が出ますので、通常このあたりの雑木林では、全部それをして、それが10年とか20年サイクルで行っていたので、常にある程度の若い木がいっぱい育っていました。ところが、おそらくこれらの木は樹齢で行くと80年前後以上たっているのかなという気がしますが、そうなってくると、よほど状態が良いところでないとうたないという感じです。

(笹森委員)

つまり場所を決めて切り開いて、新しいものを植えて、次のパターンとして同様に行く、昔の里山の管理のように、木を切って使ったら、同じように育てて守っていきましょう、ということでしょうか。

(斯波委員)

はい。却ってそのほうが武蔵野の雑木林の面影が再生できるのかなと思います。それをやることによって、現状ではあまりに太く大きくなり過ぎていますから、専門の業者でないとできないですね。ところが、例えば10年か15年くらいでしたら、それほど大きくはならないので、そのくらいの木を切るのでしたら素人でもやり方をきちんと学べば、切って薪にすることができます。そのくらいの量であれば、旧高橋家住宅のかまどの燃料に使う、という風に思います。そうすると、繰り返して雑木林の管理を継承できると思います。

(笹森委員)

今生えている木は、昔であればとっくに切り倒されているような年数がたっている木が生きているので、また虫がついたりするようなこと增多るのかなと思います。それが52本もあるということですかね。

(斯波委員)

古木につきやすいと、その時に聞いたことがあります。

(笹森委員)

立ち枯れて倒れてきたりしたら、地形も壊しますし、万が一、事故があったら恐ろしいことですからね。

(斯波委員)

低い木であれば、そういった心配も多くなる訳です。フェンスからある程度離れたところで樹木として育てていくのであれば、倒れて隣地の建物に影響を及ぼすというような危険も、非常に減ってくると思います。ですから、少し長い目で見ると見るほうが良いのかなと思います。地元の材を使うのが昔の建物の基本ですので、例えば旧高橋家住宅で使っている材と同じような材を斜面地に植えるということも、一つの方法になってくると思います。マダケでしたらありますから大事に育てていって、必要となる前の年の冬に切り出しておけば、十分使えると思います。そういった形で旧高橋家住宅を保存していく、というのも一つの手かだと思います。下の材が傷んできたということであれば、今はないかもしれませんが、同じ材を植えておいて、50年後や100年後に使えるようになれば一番良いと思います。

(陶山議長)

ありがとうございました。斯波委員からご提案がありましたので、検討していただければと思います。

(斯波委員)

費用対効果の問題がありますので、これをすぐにやりましょう、と言っても無理だと思います。できることからするのであれば、なるべく安価にできる方法を考えて、ただ枯れたから切りますというのではもったいないと思ひまして、意見させていただきました。

(陶山議長)

ありがとうございます。ほかにこの件に関してはどうですか。

浅川委員。

(浅川副議長)

やっぱり気候の関係ですとか、虫の発生が多くなる何か原因とかはどうでしょうか。以前の平林寺に比べたら、今は増えているのでしょうか。

(斯波委員)

あの当時、10年ほど前ですが、この虫による枯損というのが埼玉県にはまだ入ってきていなかったのです。群馬県が一番近い位置で発生していて、それが入ってくるのは時間の問題だろうと言われていた状況でした。おそらく県北のほうから入ってくるだろうと予想されていると、寄居林業事務所の先生に聞いておりました。それが、今では県南にまで来てしまって、もしこれがキクイムシであれば、この地域全体に大きな影響を及ぼす状況なのかなと思います。ですから、一文化財だけの問題ではないような気がします。ここでは文化財保護審議委員会議として話をしていますけれども、この新座・志木・朝霞、この地域全体を含めた中での雑木林が下手をするとなくなってしまう、という危険も孕んでいるということで、真剣に考える必要があると思います。

(陶山議長)

はい、ありがとうございます。

橋本委員。

(橋本委員)

今の斯波委員の話に関連して、書面会議の時に書きましたが、近隣との連携はどうかと。こういったことはいろいろな情報が入ってきているかとは思いますが、どうでしょうか。やはり武蔵野という景観の保全を考えると、ピンポイント的な解決ではだめなのだろうと思います。

(斯波委員)

おそらく文化財だけではなく、緑地関係、緑や公園にかかわる部署のほう把握しているかもしれません。道路沿いの樹木だと道路の管理をしている部署ですとか、そういったところのほう把握している可能性が高いと思います。文化財だとなかなか面として広い範囲を見ることがないですから、そういう部署と情報交換をしつつ、どういう対処をしていけば良いのか、ということを考えていく必要があると思います。

(陶山委員)

旧高橋家住宅の近くには柊塚古墳、城山公園と続いていますので、虫が飛んで行ってしまおう。

(斯波委員)

広がって行ってしまいます。

(陶山議長)

そういった中で、朝霞市には景観条例がございまして、いろいろなところでみどりを大切にすることがありますので、それと関連しながら、橋本委員から話がありましたように、地域としての対策にも目を向けていったほうが良いのではないかと思います。

(三井田係長)

議長、よろしいでしょうか。

(陶山議長)

はい。

(三井田係長)

新井委員から質疑がございました。指定文化財の敷地内の樹木枯損について、伐採した木の処理はどうされましたか。廃棄するのかもしれませんが、重要文化財旧高橋家住宅の屋敷林から発生したコースター、など再利用することはお考えですか。最近廃材からの博物館グッズが注目されています。とのことでした。

こちらについて説明させていただきます。カシナガの被害を受けたと目される樹木については、きちんと最後まで処分しないといけない、これはカシナガが拡散しないようにしなければいけないということで、こちらについては再利用は難しいのですけれども、まず代官水につきましては全部処分いたしました。旧高橋家住宅についてですが、カシナガ被害を受けていない樹木1本、クスノキの巨木を切りましたことは先ほどご説明いたしました。旧高橋家住宅の敷地内で過去に切りました丸太をベンチなどのように再利用していたのですが、今まで使っていたものが腐ってきていた状況でしたので、伐採時に業者にお願ひし、手ごろな大きさに切ってもらい、交換して、再利用しています。今回の発生材につきましては、一部ですがこのような形で再利用しています。以上でございます。

(陶山議長)

はい、ありがとうございます。被害を受けていないものについては、そういった形で再利用してもらえればと思います。

ほかにありませんでしたら、もう一つの、旧高橋家住宅主屋屋根差茅についてです。先ほど浅川副議長からご質問ありましたが、いかがでしょう。

(浅川副議長)

先ほどは早まってしまいましたが、麦わら屋根に住んでいたことがありまして、あそこから雨が滴って、天気が良くなったら直そうと、昔、父に手伝いをさせられたものです。

(陶山議長)

差茅については、以前に直したところもございましたが、今回は東側の谷部分の修理など出ておりますので、ご意見やご質問ございましたらお願いいたします。  
笹森委員。

(笹森委員)

差茅をするようになって本当に良かったと思います。最初に建てたときは10年くらい何もないので、定期的なメンテナンスの、そういうところとのお付き合いもなかったりして、今回一つつながりができて、ちゃんとした人に見ていただけるようになれば、順次修理されていくのかと思います。先ほど浅川副議長がおっしゃっていた、雨が滴ってくるようになってからだともうすごく大変で、その頃はご自身で修理できたのかもしれませんが、今は委託で頼むと雨が漏るようになってからだと、膨大な費用が掛かってしまいます。私が以前に管理していたところで、そのように言われたことがあります。こういった全面的な差茅ができるようになったのは良かったと思います。文化庁とか主任技術者がいるようなところに見てもらえるようになったのは、本当に良かったと思います。そういうところに定期的に見てもらえるような委託契約などあれば、もっと安心かなと思います。

(陶山議長)

橋本委員。

(橋本委員)

上よりもダイの竹すのこなんですが、私が昔、佐藤甚次郎先生に、民家とかそういう間取りとか、学生の時に勉強しましたが、やはりこのダイと呼ばれている部分はこの高橋家にとって上等の部屋ですよ。

(三井田係長)

はい、床の間がありますので。

(橋本委員)

そうですね。教えていただきたいのですが、この竹すのこというのは一般的にこのあたりで、自給自足的にちょっと良いお家だと、造っていたようなものなのですか。初めて知ったものですので、茅よりも床のほうに目が行ってしまっていて、質問しました。

(陶山議長)

この上はゴザみたいになっていますよね。

(橋本委員)

この上に普通はムシロとか、当時は分かりませんが、今は畳ですか。

(三井田係長)

現状では畳を敷いております。デイ、いわゆる上等の部屋の竹すのこ床については、この近隣で現存している古民家ですと旧高橋家住宅のみとなっています。

(斯波委員)

竹すのこについて簡単に言うと、製材した板を手に入れにくいところで主に使っていました。この住宅の建築当初の再現を目指していたと思いますので、その当時のことを考えると、製材した板を敷くよりは、手近にあるマダケのほうが、隠れる部分だったら手っ取り早いというところが基本だと思います。

(橋本委員)

近くに素材があるわけですからね。

(斯波委員)

それで先ほどの話につながるわけですが、おそらく神社もお寺も同じだと思いますが、よく鎮守の森と言いますよね。あれは、鎮守であれば神社ですが、神社が傷んだ時に建て替えることができるように、スギやヒノキを周りに植えている。ですから、大きな目で見ると屋敷林と同じです。屋敷林の樹木構成というのは、その農家の建物が傷んだ時に、そこの材を切り出して使うということが基本です。それと同じように、この旧高橋家住宅に限らず、このあたりの農家の屋敷林の樹木構成は同じようになっていたはずですが、その樹木構成が、新しい樹木構成なのか、比較的古い樹木構成なのかという問題はありますけれども、ここは後ろにマダケが残っていたということは、このマダケを使っているいろいろな部分の建築用材に使っている、という風に考えることができると思います。ですから、できれば建築用材になるような材を周りに植えていくということも、いわゆる屋敷林の構成を考えると必要なのかなと思います。今ある樹木がすべて大切なんですよ、という考え方よりは、むしろ旧高橋家住宅にとって大切な樹木はなんであるのかということを考えて、その中から消去法でこれは要る、これは要らないという樹木を選択して行って、残していくべきなのかなと思います。

(橋本委員)

ありがとうございます。

(陶山議長)

ほかにはいかがですか。

初めてですけど、岩崎委員、学校では見に行かれますか。

(岩崎委員)

学校では行ってないです。とにかく勉強になるなと思っていた次第です。

(陶山議長)

この竹すのことというのは私はあまり見たことがなかったのですが、寺本委員はどうですか。

(寺本委員)

うちはお寺の周りに杉の木があって、それを使って本堂を建てたという風には聞いております。

(橋本委員)

なぜ竹のことを聞いたかという、水回りのことをやっている、河川工法がありますよね、今はコンクリートブロックでやりますけど、やはり竹もあって、何かあったときに竹を使って洪水であふれたところを押さえたとか、そういったことをやっていますので、その関連があって聞いてみたかったのですが。

(陶山議長)

ご意見、ご質問いただきましたけれども、先ほどの伐採したあとのものを使ったということもありましたが、単に雑木林という概念にとらわれなくて、家を構成していた樹種ということも大事かと思えます。旧高橋家住宅にはムロなどもあり、いろいろなものがありますけれども。

(藤原主幹)

古い記憶で恐縮ですが、旧高橋家住宅が昭和40年代に調査された時、それから千葉大学の先生に調査をしていただいた時に、デイのとなりにオクと呼ばれる、同じく竹を敷かれた部屋がありまして、その使い方として、その時におそらく橋本委員がおっしゃっていた水の関係で、ウブヤという伝承があり、そこでお産をするために水をそのままかけさせたりという可能性もあったということも先生がおっしゃっていて、そのあたりの構成も少し残っていたのではないかというような意見もいただいていた記憶がございます。ですので、一部そういうような、水に関するようなことに使われていたようにも記憶しております。デイのほうもおそらくそういったこともあって、水はけしやすいような形の部分も、もしかしたら使われていたのではないかなと想定されます。

(陶山議長)

どうもありがとうございます。資料にありますように、国庫補助金の9月交付を目指しているということで、目的をきちんと設定して、交付金が出て、また、市民に貢献できるような、安全に公開できるような風にしていただければと思います。

ほかになにかございますでしょうか。

斯波委員。

(斯波委員)

写真を見たところ屋根の谷の部分に杉皮のようなものが差し込んでありますが、杉皮でよろしいでしょうか。

(三井田係長)

写真を見ていただきますと、斯波委員がおっしゃられたように、杉皮が入っています。大棟の補修の時に応急処置で入れてもらったものになります。ですので、大棟の補修がもし発生していなかったら、完全にえぐれて水が流れる状態になっています。

(斯波委員)

仮補修の時の痕跡ということによいですか。

(三井田係長)

はい。

(陶山議長)

主屋を修繕した時に差したということで、よろしいですか。

(斯波委員)

はい、わかりました。

(陶山議長)

ほかにございませんでしょうか。

斯波委員。

(斯波委員)

先ほど雨落石のところ、玉石云々というアドバイスをいただきましたということでしたが、結論が出ているかはわかりませんが、玉石だと大きさによっては逆に悪影響を及ぼすことがあるので、もし使うのであれば、そこも検討していただければと思います。

(三井田係長)

玉石の大きさにつきましては、文化財建造物保存技術協会の方に現場でご説明いただいたときに、同じように疑問がありましたので、現場で聞いたところでは影響しないような大きさの玉石を用いるということでした。

(斯波委員)

わかりました。

(陶山議長)

すごく水が跳ねて材がだめになった例がありますが、大きめな石だとそういったこともありますので、その辺は専門家の意見をもとに進めていただけたらと思います。

ほかにはございませんか。

それでは、以上で本日の議事を全て終了となります。進行を事務局にお返しいたします。

(藤原主幹)

どうもありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を浅川副議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(浅川副議長の閉会の言葉)

(事務局から次回の文化財保護審議委員会議の案内)

(閉会)